

松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する 条例骨子(案)について

住居やその敷地内に物の堆積又は放置による臭気や害虫等が発生し、その周辺的生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」が社会的にも問題となっています。本市においても、市民から対応を求める相談が寄せられ、関係部署が居住者等に対して片づけを促すなどの働きかけを行っているところですが、現行の法令による対応には限界があるなど、問題が長期化している事例も見受けられます。

そこで、本市では、この状況に対処するため、関係部署と横断的に連携し「ごみ屋敷」対策の検討を行い、下記の基本的な考え方を基に、この度「ごみ屋敷」対策を推進するための条例骨子（案）をまとめました。

<いわゆる「ごみ屋敷」対策の取組に関する基本的な考え方>

- ◆居住している住居やその敷地に物を堆積又は放置し、その周辺的生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる状態になってしまう背景には、物の堆積又は放置をしている当事者の抱える様々な問題があると考えられます。そのことを踏まえ、単に堆積した物を撤去するだけでなく、その当事者が抱える生活上の課題を踏まえ、寄り添った支援を行うことにより再発防止に努め、「ごみ屋敷」問題の解決を目指します。
- ◆堆積物の撤去は、堆積等をしている当事者が自ら行うことを原則としますが、やむを得ない事情で、自力での撤去が困難であると認められる場合は、本人同意のもと市が排出支援を行います。
- ◆「ごみ屋敷」とよばれる状態の解決に目途がたらず、物の堆積又は放置による周辺的生活環境に著しい影響がある場合は、市は条例に基づき指導等の必要な措置をとることができるものとします。

条例骨子（案）は次のとおりです。

条例骨子(案)

1. 条例名(仮称)

「(仮称) 松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例」とします。

2. 目的

住居等における不良な生活環境を解消又はその発生を防止するための支援及び不良な生活環境を解消するための措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

3. 定義

行政措置を行う状態や範囲、対象者を「住居等」、「不良な生活環境」、「堆積物」、「居住者等」と定義します。

◆「住居等」とは…

建築基準法の第2条第1号に規定する「建築物」及び「その敷地」です。ただし、物の堆積又は放置がその敷地に隣接する私道その他の土地にわたる場合は、その私道その他の土地を含みます。

また、住居は現に居住の用に供しているものに限り、ます。

◆「不良な生活環境」とは…

物の堆積又は放置により害虫や害獣又は臭気が発生すること、火災発生のおそれがあること、物の崩落のおそれがあること等により、その周辺的生活環境に著しい支障が生じている状態をいいます。

◆「堆積物」とは…

住居等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいいます。

◆「居住者等」とは…

住居等の居住者、所有者又は管理者をいいます。

4. 基本方針

住居等における不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき推進します。

- (1) 不良な生活環境は、居住者等が自ら解消することを原則とします。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った支援を行います。
- (3) 市及び地域住民等並びに居住者等が協力して、住居等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、不良な生活環境の解消のために必要と認めるときは、解消に向けた対策を行います。
- (4) 不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講じることとします。

5. 責務

基本方針に基づき、市と居住者等の責務を定めます。

◆市の責務

基本方針に基づき、住居等における不良な生活環境の解消を推進します。

◆居住者等（住居等の居住者、所有者又は管理者）の責務

- (1) その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境を生じさせないよう努めるものとします。
- (2) その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境となったときは、自ら、速やかにその状態を解消するよう努めるものとします。
- (3) 市が実施する対策に協力するよう努めるものとします。

6. 支援

基本方針に基づき、居住者等に寄り添った支援等を行います。

- (1) 住居等における不良な生活環境を解消し、又はその発生を防止するため、居住者等や地域住民等からの相談に適切に応じ、居住者等や地域住民等に対して必要な助言を行います。
- (2) 住居等における不良な生活環境を解消し、又はその発生を防止するため、当該住居等の居住者等に対し、必要に応じて地域住民等及び官公署その他関係機関等と協力して、不良な生活環境を解消するための支援を行います。
- (3) 住居等における不良な生活環境を居住者等が自ら解消することが困難であると認めるときは、本人同意のもと一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）に該当する堆積物の排出支援を行うことができます。

7. 調査等

この条例の施行に必要な範囲内で、次の調査等を行うことができます。

◆調査等

不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の所在及び当該住居等の居住者等を把握するための調査、その他当該住居等に関し必要な調査を行うことができます。

◆立入調査※等

指定する職員に不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等に立ち入って調査をさせ、又は当該住居等の居住者等その他関係者に質問させることができます。

※立入調査については、住居不可侵の原則から、本人が拒否した場合、強制的に立ち入ることはできません。

◆情報の利用等

固定資産税の賦課その他の事務のために利用する目的で保有する情報で、氏名その他不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の居住者等に関するものについては、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができます。

また、この条例の施行のために必要があるときは、官公署その他関係機関等に対して、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の居住者等に関する必要な情報の提供を求めることができます。

◆情報の提供

居住者等に支援を行うにあたって必要があると認めるときは、不良な生活環境にある住居等の居住者等の氏名その他必要な情報を、官公署その他関係機関等に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、情報を提供することができます。

8. 措 置（指導・勧告・命令・代執行）

居住者等に寄り添った支援を基本としますが、支援による不良な生活環境の解消が困難な場合は、必要に応じて措置を講じることができます。

（１）指導

市長は、不良な生活環境にある住居等の居住者等に対し、当該住居等に関し、堆積物の適切な保管、処分等の不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを指導することができます。

（２）勧告

市長は、指導をした場合において、なお不良な生活環境が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを勧告することができます。

（３）命令

市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができます。

（４）代執行

市長は、措置を命じられた者が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかった場合において、他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法の定めるところにより、その措置を自らとり、又は第三者にとらせ、その費用を命じられた者から徴収することができます。

9. 審議会

市長の附属機関として松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する審議会を設置します。

市長は、住居等が不良な生活環境に該当するか否かの判断及び不良な生活環境にある住居等の居住者等へ勧告するときは、あらかじめ審議会に諮問し、答申を受けるものとします。またそれ以外にも、市長は、住居等における不良な生活環境の解消に関する事項について、審議会に意見を求めることができます。

住居等における不良な生活環境の解消に向けた流れ

